

令和 7 年 網走市議会
重 油 漏 れ 事 故 対 策 検 討 特 別 委 員 会 会 議 録
令和 7 年 5 月 23 日（金曜日）

○日時 令和 7 年 5 月 23 日 午後 1 時 00 分開会

○場所 議場

○議件

1. 油流出事故の対応状況について

○出席委員（9 名）

委 員 長	井 戸 達 也
副 委 員 長	永 本 浩 子
委 員	小田部 照
	里 見 哲 也
	深 津 晴 江
	古 田 純 也
	古 都 宣 裕
	村 椿 敏 章
	山 田 庫 司 郎

○欠席委員（0 名）

○議 長 平 賀 貴 幸

○傍聴議員（3 名）

石 垣 直 樹
澤 谷 淳 子
松 浦 敏 司

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
市民環境部長	田 邊 雄 三
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
生活環境課長	寺 口 貴 広
生活環境課参事	八百坂 則 勝
水産漁港課長	渡 部 貴 聡

○事務局職員

事 務 局 次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総 務 議 事 係	平 間 公 稀

午後 1 時 00 分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会いたします。

本日の特別委員会ですが、油流出事故の対応状況に

ついて協議いたします。それでは、油流出事故の対応状況について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 それでは資料 1 号を御覧ください。油流出事故の対応状況についてでございます。

（1）発生の場所、網走市字呼人 23 番地 3、グリーンズベイホテル株式会社、網走観光ホテル。

（2）事故の状況ですけれども、電力供給施設が破損し、推定 8,000 リットルの重油が流出し、事業者の敷地内に浸透した状況でございます。

（3）事故後の経過でございますけれども、本件につきましては令和 6 年 5 月 24 日に開催されました重油漏れ事故対策検討特別委員会にて、令和 6 年 5 月 10 日に開催されております第 6 回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議及び網走呼人地区重油漏れに関する対策協議会、これは漁業関係者が主となって立ち上げている協議会ですけれども、こちらの方へ結果報告までを御説明してございますので、本日はそれ以降について御説明差し上げたいと思います。

まず令和 6 年 9 月 2 日、バイオ工法に関する説明会が開催されてございます。出席者につきましては記載のとおりでございますけれども、主催が北海道それから専門家としまして地域独立総合法人のエネルギー・環境・地質研究所、それから実際にバイオ工法を実施した経験があります地崎道路株式会社のほうから出席がありました。こちら側としましては対策協議会の方で話を聞いてございます。本件は、令和 6 年 5 月 10 日に開催されました第 6 回連絡会議説明会で、ホテルが実施するバイオ工法について詳細がわからないということで、それについて勉強会を開催してもらいたいという要請を上げまして、それを受けて北海道が開催したものでございます。バイオ工法、バイオレメディエーションの概要につきまして北海道及び地崎道路から説明を受けてございます。本勉強会の開催によりまして対策協議会としましてはバイオ工法について一定の理解が得られてございます。ちなみにその下の

（注）事項でありますけれども、今までも何度かお話ししておりますけれども、バイオレメディエーション工法につきましては、微生物の働きを利用して、有害物質で汚染された自然環境を、有害物質を分解することによって、土壌地下水等の環境汚染の浄化を図る技術でございます。具体的には微生物を使って油を

CO₂、二酸化炭素と水に分解するという工法でございます。

続きまして令和7年3月25日、第7回呼人地区油流出事故に関わる連絡会議が開催されております。出席者につきましては、北海道、それから有識者として、地域独立行政法人道総研エネルギー環境地質研究所から1名、それから一般社団法人北海道地質調査協会から1名、それから同じく一般社団法人の全国さく井協会北海道支部から1名、計3名の有識者の方が出席されてございます。

次に資料2ページ目に移ります。内容についてでございますけれども、ホテルからモニタリング及びバイオ工法の結果について報告がされました。

また今回で、北海道から初めて覚書の案が提示されてございます。

(1) モニタリング及びバイオ工法の結果についてでございますけれども、まず、モニタリングでは油臭は確認されてございません。続きましてバイオ工法は微生物の活性が期待されることから、昨年よりも1か月早い7月20日から9月17日まで実施されてございます。今回、専門家の助言により投薬箇所の追加。それから、エアレーションによる浄化効果の向上を図ってございます。バイオ工法の実施箇所と結果につきましては、資料の4ページを併せて御覧いただければと思います。結果ですけれども、結果として、今回のバイオ工法によって全ての地点で目標値である、100ミリグラムパー立方メートルを下回る50ミリグラムパー立方メートル未満を達成してございます。本結果をもって北海道が専門家による妥当性の検証を行っておりまして、今回の結果をもちまして浄化作業は完了したというふうに判断されてございます。

(2) 専門家からの意見です。まずバイオ工法については、十分効果が発揮され、浄化は完了されたと考えてよい。当該地は浸透しにくい地層があり地下水も低いため、油が地下水まで達成することは困難であり浸透する間に土粒子による自然浄化も進む。仮に地下水に到達しても、地下水はほとんど動いていないため、河川、湖沼に漏えいする可能性は極めて低い。しかしながら、万が一のためにモニタリングを実施すべきという提言を受けてございます。

続きまして(3)覚書(案)についてでございます。覚書につきましては資料の8ページに添付してございます。今回、北海道が作成しました覚書の案が提示されてございます。ホテルからは、持続実施可能な内容でなければ締結できないため、第2条及び第5条に

ついて懸念が示されてございます。資料8ページをちょっと御覧いただければと思います。まず第2条でございますけれども、これはモニタリング調査の継続ということで、丙ホテルは本件重油の流出地点周辺におけるモニタリング調査を次の箇所及び頻度により引き続き実施する。これは現状で実施しているモニタリング調査について書かれてございます。

続きまして第5条、協議。第2条及び第3条の内容はモニタリングの調査結果や現地の状況を勘案しこの覚書締結の日から起算して2年間を経過するたびに乙及び丙で見直しの協議を行うこととする。ということでございますけれども、これによってですねホテルとしましては、今後、モニタリングで影響がない場合には、当然、モニタリングの頻度、場所等について軽減を考えたいんですけれども、地元の反対があれば、そういうことができずに未来永劫このモニタリングを調査しなければならないという懸念から、今回、このようなホテルから意見が出ております。

続きまして、その次に書いていますけれども、モニタリングには人手やコストが当然かかるものですから、異常がない状況が長く続いた場合には見直しの提示を行いたいと、合意されないことに懸念があるということでした。調査頻度や季節、気象に応じてモニタリング体制を検討する必要があるとの専門家からの意見です。専門家から現状の調査箇所と頻度はかなり多く、異常も確認されていないため、頻度を下げてもよい意見もございました。一方で大雨時には、従来どおりの調査を実施する重要性も指摘されてございます。今回、覚書は初めて提示されたものであり、内容については地元関係者の意向を反映させ引き続き北海道で内容を調整することとなっております。

続きまして資料3ページ目を御覧ください。同日開催されました第7回連絡会議の対策協議会への結果報告でございます。出席者につきましては記載のとおりです。対策協議会での意見と要望でございますけれども、まずバイオ工法の結果については、理解が示されました。続いて、覚書について漁業サイドとしては油の流出や恐れがあるときは防止対策の実施、敷地内への立入り調査への影響力、それから油流出の場合の補償について文言を入れてもらいたいという意見が出されました。漁業としては想定される事象に対して担保が欲しいという意見が出されております。覚書の必要性、それから早期締結につきましては、対策協議会としての合意が取られました。内容につきましては引き続き北海道が中心となり、内容を調整することとなっ

てございます。以降、資料4ページ目は、先ほどもお話ししましたがバイオ工法の実施箇所と結果でございます。G10・G9についてが、今回新たに薬剤を入れるところを増やした箇所、それと、G5・G7で送風を実施することによって微生物による分解を促進してございます。結果は、下表のとおりで、全てで50ミリグラムパー立方メートルをクリアした状況でございます。

続きまして資料の5番。これは大雨時のモニタリング地点で前回まで提示したものと変更ございません。

続きまして6ページ、図3、これは通常の汚染モニタリングの位置図です。現在、周辺の水域及び井戸の計8か所で実施をしてございます。

図4、有事の対応。これも前回までお話ししてはいますが、モニタリングを実施しているガス検知を行った穴ですね、油臭が確認された場合にはそれぞれの箇所でポンプで水をくみ上げるとともに、トレンチ、水を掘ってですね、そこで公共水系の流出を防止するという対策が考えられております。

私からの説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 ただいまの説明で質疑等ございませんでしょうか。

○村椿敏章委員 経過は、ほぼほぼわかりました。

それで、まず1立方メートル当たり50ミリグラム以下というところの、これもこの数字を目標にしていたのかなと思うのですが、ここは一般的に、50ミリグラム以下であれば、問題ないということなのか、その評価をどう見ればいいのか伺いたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず、目標は100ミリグラムパー立方メートルです。目標はですね、これは一般的に重油等が漏えいした場合には、一般的な目標値です。50ミリグラムというものはどういうものかという検出限界以下の状況です。検出限界以下、つまり測ることができる限界がここまでです。専門家としては100ミリグラムっていうものも非常に微妙なので、100ミリを目標とした理由は、ちょっと乱暴な言い方をすると100ミリも50ミリも測った段階で、いろんな条件によって変動する程度の、そのぐらい微量な量というふうに説明を受けておまして、今回のこの結果については、先ほどもお話ししましたが、専門家のほうからも、結果については妥当であると、問題がないと。今回の結果をもって浄化作業は完了したというふうに説明を受けてございます。

○村椿敏章委員 測定可能な部分ということがわかりました。もう一つ9月2日の勉強会の内容について、

バイオ工法について、一定の理解が得られたということなのですが、この一定の理解というのは、どういうふうな、何かやっぱり理解されない部分もあったのかなどうなのかなというところをお聞きしたいなと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 すいません。一定の理解というのはちょっと私の書き方が悪かったかもしれないのですが、皆さんですね、バイオ工法について理解をして、今回、ホテルが実施することについても、合意が得られたという状況でございます。この工法自体は、当日の説明によると1970年代に米国で開発された手法で、広く今でも使われているとのことでした。これをもってですね、実際にやるということについては問題がなくてですね、2006年に策定されました重油汚染対策ガイドラインがあるそうなのですが、そちらのほうでも対策方法の一つとしてバイオ工法が記載されているというふうに説明を受けてございます。

○村椿敏章委員 はい。わかりました。あとはこの令和6年の7月22日から9月17日まで、バイオ工法をしたということなのですが、その途中に1回、8月20日に調査をして、さらに、続けながらやって、最後に、検査したところ、特に問題なかったというふうに捉えればよろしいということですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回のバイオ工法自体は、7月20日から9月10日までなのですが、第1クール、第2クールというふうに分けて、2回に分けて施工したというふうに伺っています。第1クールは、7月20日からやりまして、今、御指摘のありましたように8月20日に一度確認をして、そのうち、もう一度、薬品を入れてですね、最終的に9月17日に調査を行っているというふうに報告を受けてございます。

○村椿敏章委員 はい、分かりました。

私からは、以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 御説明いただきまして、大変、結果としては、うれしい結果なのだというふうには思います。

それでこの3月25日の会議の説明もございまして、終息をいただろうと。漏れる可能性は極めて低いという判断がされたということで、それぞれの協議会なり、関係者との会議の中で、これについても了承したということで考えていいのだとは思いますが、ただ、万が一のときの対策としてということで、いろんな対応がここに書かれているわけですが、覚書の関係

ですが、早期の覚書の調停といいますか、3者で確認をし合うということに方向的にはなっているようですが、これ中身を精査する中で、最終的にはいつ頃に、道が主体的に動くのだと思いますが、覚書を早くしたほうが私はいいと思うのですがその辺いかなものでしょうか。

○**渡部水産漁港課長** 御指摘のとおりで、地元としましても、なるべく早い状況で。前回の連絡会議ではホテルは覚書について話したときに、そこまでは考えてないというお話をしましたけれども、今回、提示されて、ホテルについては、第2案と第5条については問題があるのですけれども、覚書を締結しないというお話はしておりません。

今、お話がありましたように、北海道が中心となって調整をするのですけれども、目標としては、年内もしくは年度内に、この覚書を締結する方向で、北海道は調整をするというふうにお聞きしてございます。

○**山田庫司郎委員** 年内か年度内と。中身の精査もまだ、漁業関係者を含めて、いろんな市としては意見を聞いてですね、〇〇化する（聞き取り不可）ことは、していかなければと思いますが、ただ、3者ですから、共通認識に立たないと覚書は交わせないわけで、ここは非常に難しいところがあると思いますが、漁業者の立場では、万が一のこと、ここにもちょっとありました保障についても、文言でちゃんと明言してほしいような言い方も意見としてあったようですから、まだ、やり取りをきっとされているのだと思いますが、覚書がなるべく早くというふうに思いますが、あまり慌てて中身のないものにしてしまうのも困るところも一つあるのでね、非常に難しいと思います。

やはり、ある程度、市が中心にならないと、道がどうだっという意味ではありませんけれども、やはり漁業者や、呼入地区の皆さんとの関係も含めて一番関わりを持つところですから、ここはしっかりやっていただきたいなとこんなふうに思います。

それと、もう1点ですが、これ3月25日の会議をくぐる中で、今回、ある程度の報告ができるということできっと報告をされていると思うのですが、3月25日なら3月議会が終わっていたとは思いますが、議会もずっと関わってきて、非常に心配をしていた案件であります。そういう意味では、今日が5月23日と、約2か月くらい経過をしているのですが、もう少し早めですね、議会に報告なりできなかったのか、何か理由があれば教えていただければと思います。

○**渡部貴聴水産漁港課長** 確かに、3月25日に説明を

受けてございました。今回、ちょっと時間がかかった理由としましては、その後も覚書の内容について、北海道のほうでいろいろと市のほうに聞き取り、漁業者からの聞き取り等を実施していた関係もありまして、報告が遅くなった経緯がございます。

○**山田庫司郎委員** 今、説明いただきましたけれども、なるべく速やかに報告いただければと。これからの課題も含めてですが、要望しておきたいというふうに思います。

そして、特別委員会っていうのは、このままきっと存続するのだと私は思っていますが、これで一応終息宣言ということで整理をするのかどうかを含めてね。この後の議題になるのかわかりませんが、委員長にちょっとお任せしたいと思います。

○**井戸達也委員長** 私のほうから、この特別委員会についてお話をさせていただきますけれども、一定程度の油の流出の量については、一つ解決をしたといったところだというふうに思っております。ただ、示されている覚書の内容について、まだ協議が必要だということでございますので、一旦、中間報告として、私のほうから、本会議で、中間報告をさせていただいて、その後については、一つの案としては所管の委員会である程度対応ができるのではないかというふうには考えておりますけれども、そこについては、改めて協議が必要なのかというふうには考えています。

○**山田庫司郎委員** 突然の質疑だったと思いますので委員長をちょっと混乱させたのかもしれませんが、私としては、終息したという一つのね、手法というか最後の報告という位置づけを、もし、されるのなら特別委員会です。その覚書の問題が一つありますが、覚書がきちっと整理された段階で速やかに私は報告いただきたいと思いますと思いますが、委員長が言うように、総務になるかどうかですが、所管委員会にですね、特別委員会は、これから議論はいいだろうと。具体的なことは、その報告だけを受けるのなら。所管委員会に一つ、整理をして、特別委員会については解散するという方法もなきにしもあらずかなと、私は思いますが、ほかの委員にも聞いていただいて、無理して解散することはありませんけれども。

○**井戸達也委員長** ただいま山田委員のほうからそのような発言がございましたけれども、これについて皆さんのほうから御意見をいただければ、今後の特別委員会の方向性が見えるのかなというふうに思っておりますけれども……。

○**古田純也委員** 私も委員長のおっしゃったとおり、

所管委員会に託すという形で進めていきたいと考えております。

○井戸達也委員長 ほかに御意見。

○古都宣裕委員 その件で言うのであれば、私は無党派なのでどちらに所属しているかというのもあるので、できればそういった部分、これ大事な部分だと思いますので、何かすごい頻度であるわけでもないですし全員協議会でやっていただくのがいいかなと私は思います。

○深津晴江委員 委員としてどうしていかっていう前に、この連絡会議ってということの、今後の方向性っていうのですね覚書はこれからってことなのですが、どの頻度で開催予定とかそういうのがありましたらお示しください。

○渡部貴聴水産漁港課長 連絡会議の開催ですけれども、次回はですね、まだ具体は言われてはいないのですけれども、次回は、今までの進め方を見ますと、覚書の締結の方向性が見えた段階になると思われます。

○深津晴江委員 それでは年内か年度内ということで見えていたってことですよ。そうならば多分、今後の進展ってところは、あまり何か大きく変わったりってところがなければ、特別委員会までは、今は必要ないかなというふうに思いますので、所管委員会、あるいは先ほどお話がありましたけれども、全員協議会のほうでいいかなというふうに考えます。

○井戸達也委員長 ほかに御意見ございませんか。

○永本浩子委員 今後ということで、今お話がいろいろと出たところなのですけれども、今回この特別委員会ができた経過というの、当初、総務経済でやっておりましたけれども、でも内容的に環境というところも関わるといことで、文教民生もいことで、両方の委員長が正副委員長になつての特別委員会がスタートする形になつたかと思ひますので、所管委員会というよりは、むしろここまで来たので、一旦特別委員会は閉めたとしても、次やるときは、全員協議会のほうが私は妥当ではないかと思ひます。

○井戸達也委員長 ただいま御意見がございましたけれども、いずれにしても進展があつた際にはですね、我々議会としても報告を受けなければならないというのが一つありますので。

ただ、我々が議論をしてですね、何か方向性を導くという形には、そういった質のものではないというふうに捉えておりますので、報告を受ける場というのは、やはり必要だというふうに考えています。先ほどお話があつたようにですね、会派に所属していない古都

委員のような方もおりますので、そういった方々が報告を受けられるように、全員協議会というの、これも有効かなというふうに考えておりますので、その辺につきましては、正副のほうに預からせていただいて方向性を決めていくという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ほかに皆さんのほうから何かございませんか。

○古都宣裕委員 そもそもの、今回の質疑に戻りたいのですけれども、これ、覚書というふうになっているのですけれども、これ、法的拘束力で言えば、かなり緩いと思うのですよ。これ協定書とか、いろいろ案があつた中で覚書になって、そこで合意されたと思うのですけれども、そのやり取りってどういう形になつたのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長 覚書の案件です。この案件が出た段階でもですね、当初から覚書、いろいろなお話がありました。今まで進んでくる途中の段階では、弁護士の先生、法学者の先生も入れた中で、いろいろ御意見を伺つております。基本的に覚書にしても、協定書にしても、あくまでも紳士協定であつて契約以上でも以下でもないとお話をされています。つまり、あまり強いことは、相手側がですね、受け入れてくれればいいんですけれども、相手側が受け入れられなければ、結局、協定も何も結べるものではないというのがまず一つです。

もう1点が、あくまでも紳士協定で契約のものなので、相手側がうんと言わなければ、結ぶことができません。今回、覚書としたのはやはり協定書とかそういう堅い話になってしまうとホテル側が非常にやはり難色を示すようなことでありましたので、そこはですね、北海道のほうでホテルと話をした中で今回、協定書というお話になっています。

ちょっと補足させていただきますと、今回御報告した中で、去年というか、前回の特別委員会が5月24日に行われて1年間、間が空いております。その間、何をしていたんだっていうお話、多分皆さんお感じになつていふと思うのですけれども、その間、バイオ工法が行われましたが、北海道としましては、第7回の連絡会議については、覚書をやはり出していきたいという意向でありました。その間の調整が非常に難航を極めてですね、それで今回これだけ時間がかかっている状況もありますので、覚書というものにした理由というのは、あくまでもホテル側との協議の上でこういう形になつたというふうに説明を受けてございます。

○**古都宣裕委員** ホテル側からしたら法的拘束力のほうにするメリットというものが見当たらないのでそうなのかというのは理解できました。流れも説明ありがとうございます。

モニタリングに関してのところちょっと気になったのですけれども、大雨のときにされるというふうに覚書のほうになっているのですけれども、大雨の基準っていうのは、時間当たりの降水量でいくのか1日当たりの降水量でいくのか、それとも両方を採用して、どこかの場所の降水量というのを、現地であるのが一番望ましいんですけどそんなのを測っているっていうのはなかなか難しいと思うので、そういった部分の基準ってどうなっているのでしょうか。

○**渡部貴聴水産漁港課長** 大雨の基準につきましては、時間当たり70ミリとなっております。場所については、細かくは報告を受けてないのですけれども、基本的に、ホテルの位置から考えると網走市です。ただ、時間当たり70ミリってすごい量の雨でなかなかあるものではないので、今までの、モニタリングの状況を見ていますと、基本的に雨が降ったら、大雨と同じような形で調査をホテルのほうでは実施しております。その結果についても、北海道のほうに報告があって、北海道から市に報告がありまして、市から漁業関係者のほうに通知をしているような状況でございます。

○**古都宣裕委員** 今説明のあったとおり、現状では雨が降ったら行っているけれども、異常がなかったら頻度を減らしたいということだったので70ミリのほうになっていくのかなと思うのですけれども、一方で気象庁が発表しているほうでは、1日当たり50ミリを超えたら一応大雨という基準なんですよ。その辺の矛盾というのはどういうふうに考えていますか○**渡部貴聴水産漁港課長** すいません。一点修正させてください。時間ではなくて1日当たり70ミリでございました。失礼しました。

○**古都宣裕委員** 1日当たり70ミリですけれども、それだとしても気象庁のほうでは1日50ミリの大雨という基準なのですけれども、その辺はなぜ20ミリ増やしているかっていうのは。

○**渡部貴聴水産漁港課長** 大雨時のモニタリングについてはですね、実は市が入って協議したものではなくて、これは連絡会議の中で、有識者専門家とホテルと北海道が協議をした中で、ホテル側から提示した内容になってございます。50ミリと70ミリの差もあるので、すけれども、先ほどお話ししましたように、基本的には雨が降ったときにはモニタリングをしているような

状況となっております。

○**古都宣裕委員** やり取りを見ていると、今、基本的には雨が降ったらやってくださっていて、専門家の意見を見ている、頻度はかなり多いというふうになっているのは理解するのですけれども、一方でこのまま1日70ミリでいくと、そこまでないから減らそうねってなったときの大雨の基準が甘いついていうのは、ちょっと問題かなと思うのですけれども、大雨、それだったら、減らす時にやっぱり50ミリとか、大雨という、何だろう、よく分からないところでやるんじゃないかって基準なら基準でしっかりと数値を示すべきだと思うのですけれどもいかがですか。

○**渡部貴聴水産漁港課長** その辺りににつきましては、今回お話を受けた中で、今後、覚書については、北海道と引き続き協議になっておりますので、そのような提案をしていきたいというふうに考えています。

○**古都宣裕委員** わかりました。

あと、回地質的なところで岩盤が丈夫だというところで、いろいろと専門家のお話もあったと思うんです。モニタリングの頻度のやつは、大雨があるのですけれども、岩盤ということは地震があったとき、看板に亀裂が入るかもしれませんし、そうした部分の観点が抜けているのではないかなと思うのですけれども、地震の際の想定基準とかっていうのは、今後、考えられないですか。

○**渡部貴聴水産漁港課長** 地震の際の想定というものは、今まで議論がされたことがございません。ただ、そういうものも含めて、モニタリングが必要だということの有識者のほうからお話は受けているというふうに認識してございます。

○**古都宣裕委員** 雨は、普通に1年間通して降らない1年間なんてあり得ないので、そうした基準があるっていうのはわかるのですけれども、ないかもしれない地震の際も、やはり地元の業者の方の不安を払拭するためにも、そうしたときには、やはりモニタリングしましょうということで、こうして何か盛り込んでいく必要があると思うのですけれどもいかがですか。

○**渡部貴聴水産漁港課長** 地震について、議員からそういうお話を受けてそういう話も北海道にはしていこうと思いますが、一方で、今回、この案件については、道総研の地質の専門家の方、それから、さく井協会、井戸を造っている専門家の方、3名の有識者が入っています。彼ら自身は地層地質の専門家でございます。そういうことも含めると、当然ですね、私どもが、今まで聞いている話の認識としては、そこも含んだ中

で検討がされているというふうには認識してございました。ただ、今回そういうお話があったのでその地震等についても、一応、確認をしていきたいというふうに思っています。

○古都宣裕委員 ありがとうございます。

あと1点ですけれども、モニタリング頻度は、今後減る可能性もあるのですけれども、これから基準をクリアしたときには、調査をしていただけるというような話の流れを、現在もしているのですけれども、モニタリングの結果、今後、覚書の締結とか内容も含めて公表していくっていう形になるのかなと思うのと、公表するのであればどのような形で周知を図っていくのかなというのを伺いたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長 モニタリングの結果の周知ですけれども、基本的に外部に対して周知をするというふうには、今のところは聞いておりません。ただ、基本的には、北海道と市で協定書を結んでいますので、そちらについては、定期的に報告を受けるというふうに認識はしております。

○古都宣裕委員 情報公開が、仮にそういった形で市には情報をもらったとしても、広く周知するものではないとしても、今回、一番関わるのは漁業者さんだと思うのですけれども、例えば漁組とかにですね、今回の結果はこうでしたとお伝えするような形にはなるんですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 現状でもですね、モニタリング結果っていうのは、定期的に市のほうに届いております、それについては、随時、漁業協同組合のほうに通知をしている状況でございます。

○古都宣裕委員 それは頻度等が変わったり、覚書が締結された後でも、そのような形は変わらないという認識でよろしいですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 変わらないという認識で問題ございません。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○永本浩子委員 今、古都委員のほうからも、このモニタリングの件でいろいろとお話がありまして、ほぼ理解したところなのですけれども、この10日に1回だと月に3回、年に三十何回ということで、そのほかにもこの大雨時にも、実施してきたということで、例えば、昨年1年間でどれぐらいの回数もモニタリングが行われてはいたのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 回数までは、ちょっと今数えていないので、即答はできない状況でございます。

○永本浩子委員 先ほどの基準ということもありまし

たけれども、やっぱりそのこの辺のところ、実際にはどれぐらいモニタリングをしてくださっていたのか、そして、そのモニタリングをするのにかかる経費っていうのは一体幾らぐらいかかるのか、そういったところがホテル側としては経費の負担もあるので、回数を少なくしてもらいたいという話にも、これから協議がされていくのだと思いますけれども、できれば、その経費負担というのがどれぐらいかかるのかも、特別委員会の委員としても知っておきたい気がするのですけれども、その辺は掌握しているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 モニタリングにつきましては、基本的にはガス調査をするために掘った穴に鼻を近づけて臭いを嗅いでいる状況です。これはガス検知管とかよりも人の鼻というのは一番敏感だからで、非常に一般的な方法でございます。今調査をしている人というのはホテルの従業員の方がやっております。ですので、このために別途費用が起これというふうには聞いておりません。

ただ一方で、今回ホテルから話があったのは、冬季間、冬の間ですね、当然、雪が降って道のない中で、そこに行くのが非常に大変であると。さらに、冬期間は、一般的に地下水、表層水もそうですけれども湯水の時期です。水がない状況なので、そういうものを考えると、労力も含めて将来的には軽減していきたいというお話を伺ってございます。実際にですね、それについて、どれだけの時間がかかって幾らかかるかっていうところまではございませんが、実際に調査をするのは、ホテルのボイラー室を管理している職員というふうに聞いてございます。

○永本浩子委員 ということは、コストというよりは、労力的な部分で負担が大きくなるという内容なのかと理解させていただきました。

そして万が一、本当にこの第5条のところになるかと思えますけれども、2年経過するごとに見直しの協議を行うということに対して、ホテル側としてはここをどのように変えてもらいたいとかが出ていたのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 文言を具体的にどのように変えるという提案までは受けてございません。ただ、ホテルの懸念としましては、先ほどお話ししましたけれども、モニタリングの頻度を減らすといった場合に、地元として反対されると。この覚書自体が3者、北海道、市、ホテルとなっていますので、2者が反対された段階で、それが自分たちの意向が通らないということ懸念をしているようです。

○永本浩子委員 今後、その3者の間で、いろいろと協議もされていくことかと思いますが、また一方で、この漁業者の皆さんが心配されているのは、本当に万が一、先ほど古都委員も地震があったときのこと等も言われてましたけれども、やはり想定外のこと起きたときに、地下水に流出をしてそれが河川にいうところが一番心配なところかと思いますが、そういった担保的な部分に関しては、具体的にはこの協議っていうのはされてはいるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 具体的に漁業補償の話までは進んでございません。ただ一方で、中でも検討はあったのですが、例えば、地下水に油が漏れた段階で、これは水質汚濁防止法の権限で、漏えいした人は、可及的速やかにそれを解消しなければならないというふうになります。まず、今の地形で言う地下水まで非常に距離があると。さらに地下水に入っても地下水自身も非常にゆっくりしたスピードであり、さらに、今までの調査では地下水自体が、川、湖とは水がつながっていない状況ですので、そういう意味では時間的猶予もあるのかなと。

ただ一方で、やはりホテルとしても、当然ですが、覚書を結ぶに当たってリスクというものを非常に考えているようで、何もない中でやはりな補償をするということについては、非常に懸念があるようで、その文言については、今、覚書の中には入っていない状況でございます。

○永本浩子委員 現実的には、かなりそういう可能性は少ないのかなとも思いますけれども、漁業者の皆さんの側に立つと、やっぱり少しでも、ある心配は払拭していきたいという気持ちもよくわかりますので、そういったところも、しっかりと話し合いをしながら、解決していただければと思います。それですね、例えば、今はブリーズベイ株式会社というところが、観光ホテルを持っているということですが、例えば万が一、その所有者が変わったりとか、そうした場合っていうのは、覚書とか、もし結べたとしても、どういう形になるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 地位継承の関係でございます。そこについては対策協議会の中でも懸念が示されてございます。本件については、覚書ですね、今まとめている中で、北海道のほうでは、道の法制文書課のほうに確認を取るとともに、弁護士等にも確認をしていきたいというふうに回答を受けてございます。

○永本浩子委員 その辺のところも、懸念をやはり抱いているということで、しっかり、心配がないような

形のところを最後まで目指していただければと思います。

私のほうからは以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時44分閉会